

税理士会・つくば市・つくばみらい市・税務署による合同スマホ申告相談会

日 時：令和8年2月2日(月)、3日(火) 15時30分～20時 **入場整理券が必要**
(受付15時～19時)

受付方法：開催日当日の15時より入場整理券を配付します。※受付人数には限りがあります。

会 場：イーアスつくば2階イーアスホール（つくば市研究学園5丁目19番地）

対 象 者：・**サラリーマン（給与所得者）で所得税の還付を受ける方**

(例) 多額の医療費がある。住宅ローンで家を購入（住宅資金の贈与等がある方を除く）した。ふるさと納税をした。

・**自らスマートフォンを操作可能な方**(税理士は助言はしますが、操作はいたしません。)

※事前にマイナポータルアプリをインストールしてください。

※ただし、以下の方は当相談会の対象外です。

贈与税、不動産所得、事業所得、譲渡所得（不動産、株式等、FXほか）、
配当所得、雑所得（年金、準事業、その他）があり、それらの申告をする方

持 ち 物：

- ・スマートフォン (マイナンバーカード読み取り対応機種でマイナポータルアプリをインストール済のもの)
- ・マイナンバーカード (申告名義人のもの)
- ・マイナンバーカード発行時に設定したパスワード2種類
 - ① 署名用暗証番号（英数字6文字～16文字）
 - ② 利用者証明用暗証番号（数字4桁）
- ・給与所得の源泉徴収票（令和7年中に支払いがあったもの全て）
- ・各種所得控除証明書（社会保険料、生命保険、地震保険、医療費、ふるさと納税など）
※医療費控除の申告をされる方は、あらかじめ医療費控除の明細書を作成してください。
医療費控除の明細書ダウンロード↓
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/04/pdf/ref1.pdf>
- ・住宅ローン控除の必要書類一式（下の国税庁ホームページでご確認ください。）
国税庁 HP 住宅ローン控除を受けられる方へ（新築・購入用）↓
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2025/pdf/030.pdf>
国税庁 HP 住宅ローン控除を受けられる方へ（増改築用）↓
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2025/pdf/031.pdf>
- ・還付金振込先口座が分かるもの (申告名義人のもの)

問い合わせ先：関東信越税理士会土浦支部	TEL 029-824-5055
つくば市役所市民税課	TEL 029-883-1111
つくばみらい市役所税務課	TEL 0297-58-2111
土浦税務署個人課税第一部門	TEL 029-822-1100